

競合品目 競合企業リスト

平成 22 年 8 月 31 日

申請 品目	ナーブロック筋注 2500 単位	申請 年月日	平成 18 年 12 月 18 日	申請 者名	エーザイ株式会社
----------	------------------	-----------	-------------------	----------	----------

薬事分科会審議参加規程における，上記申請品目に係る競合品目，競合企業及びその選
定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目	ボトックス注用 50 単位 ボトックス注用 100 単位	グラクソ・スミスクライン株式会社

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由
本申請品目の効能及び効果は痙性斜頸である。本剤は，ボツリヌス菌によって産生され る B 型ボツリヌス毒素製剤であり，末梢のコリン作動性神経終末からのアセチルコリンの 放出を抑制し，神経筋伝達を阻害することにより筋の麻痺をきたす。 現在，痙性斜頸を効能及び効果とする医薬品は，ボトックス注用 50 単位，ボトックス注 用 100 単位のみである。また，ボトックスは，ボツリヌス菌によって産生される A 型ボツ リヌス毒素製剤であり，その主たる作用機序は上述の B 型ボツリヌス毒素と同様である。 したがって，本申請品目の効能及び効果，薬理作用等より，競合品目として，ボトック ス注用 50 単位，ボトックス注用 100 単位を選定した。

競合品目・競合企業リスト

平成 22 年 10 月 12 日

申請 品目	シュアポスト錠 0.25mg シュアポスト錠 0.5mg	申請 年月日	平成 21 年 9 月 30 日	申請 者名	大日本住友製薬株式会社
----------	---------------------------------	-----------	------------------	----------	-------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名 (製造販売元)
競合品目1	ファスティック錠 30/ファスティック錠 90	味の素製薬株式会社
競合品目2	スターシス錠 30mg/スターシス錠 90mg	アステラス製薬株式会社
競合品目3	グルファスト錠 5mg/グルファスト錠 10mg	キッセイ薬品工業株式会社

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由
本品目の申請効能・効果は、2 型糖尿病における食後血糖推移の改善である。本品目と同様の速効型インスリン分泌促進作用を有する薬剤には、「ファスティック錠 30/ファスティック錠 90」、「スターシス錠 30mg/スターシス錠 90mg」及び「グルファスト錠 5mg/グルファスト錠 10mg」があるため、これらを競合品目として選定した。

競合品目・競合企業リスト

平成 22 年 10 月 8 日

申請 品目	GSK2402968	申 請 年月日	平成 22 年 8 月 20 日	申請 者名	グラクソ・スミスクライン 株式会社
----------	------------	------------	------------------	----------	----------------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目 1	該当なし	—
競合品目 2	該当なし	—
競合品目 3	該当なし	—

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由

GSK2402968 は、ジストロフィン遺伝子のエクソン 51 のスキッピングを誘導する薬剤であり、予定される効能又は効果は「Duchenne 型筋ジストロフィー」である。既承認で筋ジストロフィーに係る効能効果を有するものとして、「アデノシン三リン酸二ナトリウム」があるが、これについては使用実態は確認されていない。また、開発中の品目についても確認できなかったため、競合品目は「該当なし」とした。